

# 総務委員会

- 1 期 日 平成21年3月4日（水）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 天満祥典  
副委員長 野村常雄  
委 員 桑木良典、梶川幸子、田川寿一、岡崎哲夫、城戸常太、  
間所 了、渡壁正徳
- 4 欠席委員 委 員 武田正晴、児玉 浩

## 5 出席説明員

[会計管理部]

会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長、審査指導課長、用度課長

[総務局]

総務局長、総務管理部長、総務課長、人事課長、行政管理課長、福利課長、財務部長、  
情報システム総括監、財政課長、財産管理課長、営繕課長、税務課長、情報政策課長、  
秘書広報部長、秘書課長、国際課長、広報広聴課長

[企画振興局]

企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、政策企画課長、統計課長、地域振興部長、  
地域政策課長、市町行財政課長、新過疎対策課長、研究開発部長、研究開発課長

[人事委員会事務局]

事務局長、公務員課長

[監査委員事務局]

事務局長、田中主任監査監、本田主任監査監

## 6 議長からの調査依頼事項

- (1) 県第1号議案 平成21年度広島県一般会計予算中総務委員会所管分
- (2) 県第2号議案 平成21年度広島県証紙等特別会計予算
- (3) 県第3号議案 平成21年度広島県管理事務費特別会計予算
- (4) 県第4号議案 平成21年度広島県公共用地等取得事業特別会計予算
- (5) 県第5号議案 平成21年度広島県公債管理特別会計予算

## 7 会議の概要

（開会に先立ち、委員長が今次定例会中の委員会の進行順序について説明した。）

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 調査依頼事項

県第1号議案「平成21年度広島県一般会計予算中総務委員会所管分」外4件を一括議題とした。

(4) 調査依頼事項に関する質疑・応答

○質疑（田川委員） 新年度予算案には16億4,500万円の特殊勤務手当が計上されていますが、この特殊勤務手当は、年々ふえてきている状況です。2005年には14億4,600万円の特殊勤務手当の計上がありました。21年度には16億4,500万円となっており、その差額は約2億円ということです。

県では、この特殊勤務手当について、廃止をしたり、支給対象の見直しをしたり、支給額の減額をしたり、かなりの見直しをしてこられ、また、行政改革等で職員数が減っているにもかかわらず、支給総額がふえているというのはどういう理由なのか、御説明をお願いします。

○答弁（人事課長） 委員が指摘されましたように、21年度当初予算におきまして、特殊勤務手当は16億4,500万円計上しており、具体的な中身については、予算説明書の226ページに内訳がございます。ここを見ますと、20年度につきましては13億7,400万円、21年度については14億5,000万円ということで約8,000万円ふえております。

この理由でございますが、一番大きいのは教員に対する手当が増額されたことです。これは12月定例会で条例改正について議決いただいたところですが、教員の給与を構造的に見直していく中で、一律的に支給する手当、例えば、義務教育等教員特別手当を一律3.8%支給していたものを本年1月から3%に引き下げ、約7億4,000万円の減となっております。そういう一律支給を改め、休日におけるクラブ活動の指導とか修学旅行の引率について特殊勤務手当でカバーし、めり張りもつけたということで、約1億6,000万円、昨年度の予算よりふえております。

減額の要素ですが、警察本部におきまして交通取り締まりや犯罪捜査等について特殊勤務手当を月額で出していたものを勤務の実態に合わせて日額化する取り組みを行い、約8,000万円減っており、相殺して、特殊勤務手当については来年度8,000万円の増となっております。

もう一つ、病院事業会計の特殊勤務手当がございます。予算説明書の439ページにありますように、病院事業会計におきまして、1億6,000万円から2億500万円と約4,000万円の増額となっております。この要因としては、県立広島病院が政策医療で取り組んでいる救命救急センターや周産期医療センターという24時間体制で対応しなくてはならないものについて、業務の特殊性を考慮し、救急医療に従事した者や分娩に従事した者について特殊勤務手当を設けるということで、約6,000万円ふえています。一方、御案内のように、瀬戸田病院と神石三和病院を地元に移管することで約2,000万円減ということがあり、約4,000万円増の形になっています。

それと、先ほど5年間のことを言われましたが、基本的に知事部局については、直近では平成18年度に見直しを行い、約2割下げたということがあります。一方で警察職員については、治安の向上のため警察官を増員しており、自然増加という形でふえています。委員もおっしゃいましたが、業務の特殊性を固定的に考えるのではなく、時代の変化や業務の執行方法等をいろいろ考慮した上で、不断に見直すべ

きものだと思っており、見直しは従来もやってまいりましたが、今後も引き続いて取り組んでいきたいと思っています。

○質疑（田川委員） 特殊勤務手当のふえたものと減ったものを説明いただき、特に教職員の手当や警察官の増員という要因があるということで、理解はできるのですが、見直しはこれからも継続するという話でしたけれども、この特殊勤務手当の中に、本来の業務と思われるものについて支給されているものはないのでしょうか。総務省から見直しをやっていこうという話もあり、また、月額で払っているものを日数や計数に合わせて支給しようという通達が以前あったかと思いますが、そういうものも踏まえて、今支給されている特殊勤務手当の中に、課題がある、あるいは検討しなければならないと考えているものがあるのか、お伺いします。

○答弁（人事課長） 本県におきましては、平成16年度に総務省から本来の業務ではないかという指摘を受けて、企業局において企業手当という形で職員に一律支給していた手当を次年度から直ちに廃止しています。

それと日額化の問題ですが、一つ御理解いただきたいのは、県職員で一番、月額で手当が多いのが税務職員でございます。税務職員については、国の場合は税務職給料表ということで、一般の行政職とはその特殊性も踏まえた別の給料表を設けていますが、本県のような地方公務員の場合は、給料表自体は行政職で一本化しております。税務という職場の特殊性の部分を経月の特典手当で払っているということです。今の段階では、総務省からその後新たに本県において今支払っている手当について指導を受けたということはございません。

繰り返しますが、不断の見直しについては、言われようが言われまいが、きちんと県民の理解を得られるべく、継続していきたいと思っています。

○要望（田川委員） 何でもかんでもカットということでは、職員の士気も低下するのではないかと思います。こうした特殊勤務手当が、いわゆる公務員あるいは県職員だけのお手盛りだと見られるとマイナスだろうと思います。やはり県民に納得していただくように、今後もきちんと説明責任を果たしていくことが大切だと思います。県職員の皆さんも誠意を持って一生懸命仕事をし、職務に取り組んでおられると思います。県民の多くは働いておられる労働者でございますから、同じような労働者の立場で説明をすれば、きちんと納得していただけるというものもあるかと思いますが、今後も社会状況等を見ながら、県民の理解が得られるように不断の見直しをお願いします。

○質疑（城戸委員） 義務教育の特別手当の話が出たのですが、義務教育の特別手当で、義務教育でないところにもこの手当と似たような手当が払われているのではないですか。

○答弁（人事課長） 名称でございますように、義務教育等ということで、等の中で高校も条例に基づいて支給しています。

○質疑（城戸委員） 義務教育等だから高校も入っているというのが一般的にはよくわ

からない。本来ならこれは別枠の話です。義務教育の人たちは、小さい子供たちに手がかかるからということでこういう手当がついていたと思う。それなのに高校の教員にまでこの手当がつくのは、どう考えてもこれはお手盛りではないかという議論になったわけです。ただ減額すればいいという発想は、やはりちょっとおかしいのであり、少なくとももし部活で手がかかるというのであれば、ほかの名前をつけるべきだと思います。そうしないと誤解をされるし、先生方も迷惑な話だろうと思います。残業手当をつけるというのならわかるのですが、義務教育等という格好で一律にというのは誤解を受けるし、もらう方もそれでは困るだろう。義務教育等という形で特勤をつけるのは私はいかかなものかと思いますが、そのあたりはどのようなのですか。

- 答弁（人事課長） 御指摘がありましたものは、特殊勤務手当ではなくて、教員の人材を確保するという面も含めまして特別手当という形で支給しているものです。もともとは委員が指摘された義務教育の子供を相手にしているというのですが、今の実態からすると、高校の生徒についても教諭が教科以外のいろいろな指導をしていることもあって、その対象にしているのだと思います。

ただ、給与のあり方の見直しということで、基本的には一般行政職員より優遇されているものを段階的に落としていく中で、今明確に方針が出ているのが、この特別手当を順次減らしていくことであり、先ほど申しましたように3.8%を3%としたのですが、来年1月からは2.2%にしていきます。その一方で、勤務の特殊性から時間外手当が出ていないことも含めて、教育職員の給与のあり方は、国においても今からいろいろな審議がされて動きが出てきております。その見直しにより一般行政職員に合わせるのではなくて、その根底には、国民に理解していただき、給与を出しつつ、いかに優秀な教員を集めていくかという観点から見直しがされると思っていますので、委員がおっしゃったことも当然十分考慮した上で、今後の見直しがされるものだろうと思っています。

- 意見（城戸委員） 少なくとも、義務教育等教員特別手当という名前は非常に誤解を受けやすい。義務教育の教員でない人が何故もらえるのかととられるのです。こういう名前をつけて、一般的に支払っているのが特別勤務手当ですというのでは、いかにも問題があると思いますので、国も見直しをしてくれるのではないかと思います。国に任せるのではなく、県も見直しができるところはきちんと行っていくべきだと思います。

それと、現在、民間では、特勤とかいわゆる手当についてかなりシビアになってきています。なぜかというと、大手企業のどこもワークシェアリングをやらざるを得ない状態になっており、給料の切り下げを行う以外にない。そういう中で、公務員は手当がどんどんふえているという認識で報道されると、やはり民間から見ると、みんな給料の切り下げを行っているのに公務員だけは上がっていると思われ、お互いに困った格好になります。ぜひとも給与の見直しは正確なところで行わなければ

いけないと思いますので、この辺の名前には気をつけていただきたいと思います。

○質疑（梶川委員） 21年度当初予算における公共事業などの国の直轄事業の本県の負担金が幾らあるのか、また負担率が何%になっているのか、お尋ねします。

○答弁（財政課長） 21年度当初予算に計上しております国の直轄事業に伴う県の負担金は、総額が214億3,872万円余りです。負担率については、建設事業については県が3分の1を負担、維持管理費については県が10分の4.5を負担というのが原則になっています。一部の建設事業については、25%の負担と若干差異はありますが、原則としてはこのようになっています。

○要望（梶川委員） マスコミ等で報道されていますが、大阪府知事は直轄事業の負担金の2割削減を求めていく、岡山県知事や新潟県知事も、この国の直轄事業の県の負担金を見直してほしいと要望されています。私も国の直轄事業に関しては、今、地方自治体には事前協議が何も行われていないという状況がありますので、今後、県から国に対して、地元の意向を反映させるような事前協議を取り入れてほしいということ、そして直轄事業の負担率も、例えば国道や河川などの維持管理費は国が負担するよう要望してほしいと思います。なぜなら、県道の維持管理費は県が負担していますが、県道には県外の人も通るので維持管理費は国で負担した方がいいという議論も簡単に言えば成り立つわけです。

負担率は事業によって違うということですが、地方自治体は大変厳しい財政状況です。例えば、生活福祉保健委員会などでも重度障害者の乳幼児の医療費を無料化してほしいと言われていますが、県にはそういった予算の余裕がないので実行することができません。国の直轄事業負担金がなくなればそういった県独自の事業をいろいろ行っていくこともできると思いますので、ぜひとも、国の直轄事業に関する事前協議制と、直轄事業の負担率の軽減、維持管理費の負担に関しては廃止を国に要望していただくことをお願いします。

○質疑（渡壁委員） この前の委員会の際に、国から負担を求められているものはどういうものがあるのか一覧表を出してほしいとお願いしたのですが、今回提出されていません。どうなっているのでしょうか。

○（委員長） 前回の委員会では資料要求として委員会で諮っていませんので、必要であるということで要求があれば、整理をして委員の皆さんに諮りたいと思います。

○質疑（渡壁委員） 県の財政を考えたときに、国からの負担転嫁や直轄事業の負担金を抜きにして県財政の健全化はないと思っています。例えば、財政健全化の方針をこの間示しましたが、2%成長で試算し、2%成長はないのではないかと0%で試算したが12.7%もマイナスになっており、この財政健全化計画はもう絵にかいたもちで、全く功をなさないものであると断定してもいいと思うのです。この前悪い形で予言したとおりになっています。国の直轄事業負担金にどのようなものがあるのか私なりに調べてはみたので、ほかのものがあれば含めて調査してもらえばいいと思います。

例えば、三位一体改革には、4兆7,000億円の国庫補助負担金を削減して3兆円の税源移譲をする内容があるが、とりあえずの措置はしているけれども、長期的に見ると、いずれかの時点では1兆7,000億円は地方の負担になるというものです。その2%が大体広島県の負担になりますから、1兆7,000億円なら340億円になります。実際にはそれだけでは済まず、所得税3兆円を減税して個人住民税に上乗せをするということですが、所得税の32%が地方固有の財源である地方交付税であり、その交付税が1兆円減ることになるので実際には3兆円が移ってきたのではなく2兆円しか移ってきておらず、結局2兆7,000億円の地方負担となり、それだけでもう540億円負担がふえたことになるわけです。県が選択して落とせる事業があるのならば、義務教育費の国庫負担であったものを県に回すといった種類のものであるため、県で自由に削減できない事業項目ばかりです。だから確実に2兆7,000億円が、いずれかの時点で地方の負担になります。

それから、後期高齢者医療制度は、お年寄りの年金から天引きすることだけが問題になりましたが、8,000億円お金がかかることになっています。その半分を地方が、残り半分を国が持つことにしましたが、実際は法人税法や地方交付税法を変えて、東京都や愛知県といった不交付団体から巻き上げ地方へ配ったものであり、実際は地方で負担してもらおうという原則が貫かれているわけです。本年度の予算では、愛知県は景気が悪くなっており、とてもそういうことができませんので、臨時財政対策債に上乗せすることになると私は思いますが、この半分の4,000億円が地方負担になることは間違いなく、いずれ8,000億円全体も地方の負担になって返ってきます。これは国の財政赤字を地方に転嫁したということです。広島県では去年、後期高齢者医療制度に140億円の予算を組んでいます、ことしは288億円です。財源の内訳はここではわかりませんが、少なくとも半分は県の持ち出しになっていると思います。

それから、高速道路の値下げがありますが心配です。今、本四架橋尾道今治ルート負担金を53億円払っていますが、10年払っていますからもう既に530億円払っています。これからもう10年続けて払ってくれとなってきていますが、今、高速道路の値下げをしたら赤字がふえますから、その分も上乗せされるのではないかと私は危惧しています。

それから、土木関係では直轄事業負担金が、去年は221億円でしたが、ことしは214億円払うことになっています。農林では、90億円の債務負担行為が出されており、これから順次90億円払っていくことになるわけです。

合計するとどうなるのでしょうか。そういったものがずっとあるわけで、大阪府知事が言うには、自治体国際化協会の負担金は天下りの費用に使われ、そういうものまで払わされておりけしからぬということですが、そういったものも合わせれば、ゆうに1,000億円を越すわけです。このようなものを唯々諾々受け入れていて、県の財政がもつわけがないのです。職員の賃金を削って50億円を減らすかどう

かで苦勞しているときに、本四架橋の負担金だけで落ちるのであり、桁が違います。地方分権は大切ですが、地方分権をやる前に、次から次へそういうものを押しつけてきており、これを食いとめないことには、地方は空中分解します。知事が幾ら努力しても、ここを食いとめないとだめだと私は思います。

一番の問題が何かというと、膨大な費用を負担しているのに、県議会ではただの一言もそれについて議論することができない制度であることです。県議会議員は県民の負託を受けて出てきていますが、何も議論できず、勝手にやっている。簡単に言えば、今回の予算について、委員長はきょう採決すると言うが、私はきょうもう採決するのなら否決してもらいたいし、内容がはっきりするまで採決を延ばしてもらいたい。内容について何の説明もないのです。これでは地域住民の負託にこたえたことにならず、議員は何をしているのかということになる。だから、その内容を明らかにして出してくださいと、前回お願いしたのです。国の直轄事業については、自分たちで事業をしていないので、県職員にもわからないのでしょう。国が請求するだけ払っている。だから私は、国に行って、事業内容について資料を出してもらってきなさいと言うのです。これでは、国が行うのだから信用して、目をつむり黙ってこの借用書に判を押せというのと同じ話であり、本当に政策の優先順位がこれでいいのかどうかということも問題なのです。

庄原の備北丘陵公園の整備に幾らかかっているかということ、全体整備で640億円です。640億円というと、広島空港の建設費が500億円ですから、広島空港をつくるより備北丘陵公園の方が高がついているのです。広島県は640億円の3分の1の213億円を払ったことになっていますが、加えて運営費を毎年2億円ずつ、15年間で30億円払っており、すなわち243億円払っていることになります。備北丘陵公園に243億円も払うほど、広島県の財政に余力があるのですか、それほどあの公園整備が高い優先順位になるのかと私は言いたいのです。国がつくってやるというからつくる、相づちを打つという話であり、その優先順位について県議会で議論をすることが一切できないシステムになっています。国がつくったら、できるだけ県議会議員にわからないようにして、目をつむって判を押してくれ、議会で議決しろという話です。もういいかげん、そういう目をつむって判を押すようなことはやめなければいけないと私は思うのです。

国の直轄事業負担金等に関する資料をつくって出してください。そしてはっきりさせないといけない。皆に示し、現状を共有し、協議しないといけない。答弁にくいとは思いますが、資料をつくるということぐらいは言ってください。共有することが一番大切です。

○答弁（総務局長） ただいまいただいた御意見にかかわらず、委員会の場はもちろんですが、議会の開会中も含めて調査の時間はたくさんありますので、公式、非公式の場を問わず、予算の内容について詳細に議員、委員の方にしっかりと説明をし、対応していかなければいけないという思いを新たにさせていただいております。

先ほど梶川委員、渡壁委員がおっしゃったように負担の中にはいろいろな問題があります。その中で特徴的なものとして今クローズアップされているのが国の直轄事業負担金の問題です。これにつきましては、参考資料として委員の方に資料をお渡ししていますが、法令等の規定がベースにあり、これに基づいて負担を行うという形で今の制度が組み上がっています。この負担金の廃止あるいは縮減に向けての議論は、実は何回にもわたって国の閣議決定の文書の中に盛り込まれたりしていますが、なかなか前に進んでいない問題です。

もう1点申し上げておかなければいけないのは、以前は翌年度どれぐらいの事業費になるか明示されず、大体同じぐらいだとか、非常に大ざっぱな説明しかもらえなかったが、この直轄事業負担金が非常に問題になってきましたから、最近では、もちろん概算要望の場でいろいろと我々の要望も伝えるわけですが、地方整備局の連絡調整会議などがセットされて、従来よりは若干ではありますが前進しています。しかしながら、県のオリジナルというか県単独で実施する事業について委員に説明させていただくのと比べますと、十分な説明ができる内容が県側に伝わっているものではございません。したがって、委員からの御意見にありましたように、当然、負担のあり方をまず議論しないといけません。仮に負担をするにしても、どういう内容のものなのかはっきりわかる必要がありますので、私としては、しっかりと議会の審議に付せるような情報をいただくことからまずスタートしないとけないと思っております。

あと、私どもの問題意識といたしまして、国からの説明が不十分だというだけではなく、維持管理の問題については、最低限、維持管理費は管理主体が負担すべきではないかと思っておりますが、国は県に負担を求めてまいります。しかしながら、県は市町に対してそういう維持管理費の負担は求めておりません。

そういう中で、制度は非常に合理的だと国土交通省を初めとして国からは説明がされます。国が行う事業も地方に受益があるのではないかと言われますが、逆に言えば地方単独事業も国益に絡むものがあるわけですから、そういうことを言い出すと、逆に負担してもらわないといけないのではないかということになります。そういう議論をずっと突き詰めていくと、きれいな形で整理し、国は国の事業をし、地方は地方の事業をすることが本来の流れであると思っております。我々としては、役割分担の観点からいけば、直轄事業負担金については、委員がおっしゃったように、まず維持管理からスタートするというのはわかりますが、建設の部分についても大いに問題があると、問題意識を持っています。

加えて細かい話ですが、事務費の負担の仕方が国庫補助で、あるところまでしか見てもらえないのに、逆に負担のときにはこのような部分までたくさん見られるとか、いろいろな思いがあり、非常に問題が多い制度だと思っております。

したがって、私どもとしても、さまざまな機会がありますから、この負担金の問題については、これからも国に対してしっかりと議論していきたいと思ってい

ますし、議員の皆さんのお力添えをいただきたいと思っています。そして、誤解がないようにお話ししておきたいのは、この直轄事業負担金の問題については、私どもは具体化方策を6年間実施していますが、この中でも厳しく見直しを国に突きつけており、例えば直近の3年間でも、平成18年の一般財源ベースで17.5%の縮減をしてくれと言っています。我々としては、例えば尾道松江線とか実施してもらいたいものはその中に押し込みながらも、全体の縮減は行ってもらわないといけないと考えており、国から言われたすべてを唯々諾々と受け入れているだけではございません。そういう形で整理をした結果、県の予算額としても、210億円余、18年の県当初予算額の対比でいきますと21%のマイナスという形になっており、これまでも逆に先頭を切って国に対峙している県であるということは御理解いただけると思っています。

いずれにしましても、渡壁委員がおっしゃいましたように、今の制度自体がそのような流れになっていることにくさびを打たないと、いつまでも県で負担をさせられる形になってきますので、県民の皆さんにしっかりと説明できる制度にしていきたいと思っています。

それともう1点、直轄事業負担金の話だけではなく、渡壁委員がおっしゃったのはもっと広いお話だと思っています。手元に資料は準備できていませんが、例えば、地方が全額負担している事業であっても、国の法令の縛りを受けている事業は相当あります。例として適切かどうかはありますが、例えば警察職員の給与は、交付税措置はありますが、すべて県単独の経費になります。ところがこれは、御案内のとおりで、国の法令で職員数が決められています。したがって、補助事業とか直轄事業負担金というものだけでなく、地方単独と言われている世界でも、義務的なものがあり、国の法令の縛りなどを大きく受けて、実は行政運営をしています。

そういう全体の流れの中で、国がしっかりと対策を講じて、地方の財政をしっかりとしないといけないのですが、国の財政が厳しいということがあり、地方はむしろぜいたくをしているのではないかと、一部の事象をとらまえて、それが全体であるかのように喧伝しながら地方へ負担を転嫁していくやり方をするに関しては、私個人としてもやりきれない思いでずっとおります。

そういったことも含めて、地方の負担が伴う法令改正なり制度が創設される際には、しっかりと地方にその説明をしていただき、我々の意見もしっかり聞いていただいた上で進めるというのが、間違いなくこれからの国と地方のあり方だと思っています。そういった意味で、全庁を挙げて国に対峙していますが、国・地方の協議の場の法制化も要請しているところです。渡壁委員がおっしゃったことは、私どもも同じような思いであり、今厳しい時代の流れの中で頑張っておりますので、問題を共有化するために必要な努力は惜しまないつもりですので、よろしく願います。

○意見（渡壁委員） 政治の場にいる者にも大きい責任があるので、別に皆さんを責め

ようと思っているのではなく、皆で一緒になって考えようと言っている。フランスの哲学者にパスカルという人がおり、「人間は考える葦である」という有名な言葉を言いましたが、人間の尊厳がどこにあるかという、みずからのことをみずからが修める、そういう権限を持っていることが、パスカルが言うところの人間は考える葦であるということの意味なのです。人間の尊厳は、自分を修める権限を持っているということなのです。

お金のこともさることながら、国はいろいろなことを決めてやるが、これでは地方自治体の尊厳はどうなのか、自分で決めるという尊厳はどうなるのかという問題がやはり残るのです。お金のこともさることながら、そここのところがけしからぬと言うのです。私がいつも言っているように、地方議員は雑誌の付録みたいに、いてもいなくてもいいことになってしまい、地域住民の思いを負託されて出てきていることにならないという思いがあるので、そのところをきちんとしなければいけない。負担金の全部がいけないと言っているのではなく、必要な事業に対しては負担金を出せばいいのです。議会などで議論する場もなく決めるのはおかしいと言っているのです。

後期高齢者の問題もそうです。別の法人をつくってそこでやり、お金だけは県が払う。こういう事業をしているからという説明は一切なく、何をしているのかわからずに議決しろという話で、議会が議論するシステムになっていない。そんなばかな話はないのではないかというのが私の思いです。それで国民が何を思っているかという、みんな国がしてくれたと思っているのです。国民は、この事業は麻生総理大臣がしてくれたと思っています。県職員が賃金をカットされながら、県がそれを負担しているとはだれも思いません。そういうことが、もうけしからぬことです。

それから、総務局長や財政課長にいつも言うのですが、交付税で措置されているということは、もう言わないようにしてもらいたい。交付税措置されているというはうそです。交付税は地方の独自財源であり、国にわざわざ措置してもらわなくてもよい。所得税の32%を措置しているのが35%や40%になりましたと言うのなら、それは措置したということになりますが、32%のまま措置しましたと言うのは、ほかの事業を削らないとできるわけがない。交付税で措置する数がふえればふえるほど同じように削らなければ、もう措置できない。交付税会計に34兆円の借金があります。昔は国がそこで借金をしていましたが、今はやめ、臨時財政対策債として地方の借金に変えたのです。ですから、県の借金を計算するときには、34兆円の2%ですから6,800億円を県の借金に足さないといけないのが本当です。

今の財政を見ても、県の公債費と交付税の額がほとんど同じで、もう交付税制度は破綻している。破綻しているのに交付税を措置したと言うところが、うそになっている。小さい自治体はもう交付税の借金代しかない。広島県の経常収支比率を見ると98%ぐらいですが、100を超えているところはたくさんあります。しかし、国は100%を超えないようなスタイルにし、臨時財政対策債を分母に加え、分母を大きく

したから広島県も98%ぐらいになっている。この臨時財政対策債を除いて100を超えているところは、もう削るところはないということです。これから財政赤字がどんどんふえるということです。

だから、財政赤字がどんどんふえて、借金のカタにしかならないような交付税になっているので、交付税で措置しましたという言葉は使わないようにしてください。国が措置してくれたように思う考え方を変えないといけない。地方の独自財源だから、地方自治体で話し合いをして使わせてくださいと言えばよい。措置したと言いたいのであれば、どの税目を何%ふやしたか言ってみてくださいと言えばよい。国のそういう無理難題をどこかでせきとめない限り、地方の借金は際限なく幾らでもふえていく。国の財政がもうほとんど破綻しており、これでは地方自治体は国の犠牲者です。

だから私は、この問題をはっきりさせて、みんなが共通認識を持たないといけないという意味で資料を出してくれと言ったのです。ぜひ資料を出してもらい、みんなで検討しましょう。

○意見（城戸委員） 渡壁委員の話聞いて、私も全くそのとおりだとは思いますが、はっきり言って、地方公務員は、国から、「それではいいです。おたくが事業をしたくないのなら予算を切ります。」という言葉におびえ、震え上がって、各議員もそれにおびえているだけなのでしょう。結局、国から、負担金はあるが事業を実施すると、負担金がなく事業全体が実施できなくなるのと、どちらがいいのですかと結論を迫られるから、それを断ることはできないということで負担金を受けざるを得ないと皆さんは考えていると思います。だから、負担金の廃止を言う限りは、もう予算をつけてもらわなくていい、負担金を伴う仕事は全部断りますという覚悟が我々の中に要るのだらうと思います。公務員に地域の発展をとめる権限があるのかということになるから、なかなか言えないというところがあるのですが、少なくとも、そこまで要求するのなら、もう事業はほとんど要らないという気持ちが必要だと思います。そのどちらを選択するかなのです。

そういう意味で、この問題は真摯に我々議会が考える必要があると思いますので、資料はぜひともお願いしたい。負担金のある事業を実施したい人も知る必要があり、いろいろな意味でこの資料は私も要求したいと思います。

（国の直轄事業負担金等に関する資料について資料要求があり、委員会に諮って要求することに決定した）

○答弁（財務部長） 前回渡壁委員から、国と地方の直轄事業負担金をめぐる話があり、非公式では配付させていただいておりますけれども、その資料を次回の委員会で提出し、審議していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○意見（城戸委員） 国土交通省の直轄事業だけではなく、国の負担金を全部出して調べてほしい。

○答弁（総務局長） 国から負担を求められているものの定義は非常に難しいものがある

りますので、委員の皆様と議論させていただきながら資料を具体化しつくっていただければと思います。先ほど申し上げましたが、国の直轄事業負担金は、国が実施している事業に対して一定のお金を出せというものですが、それだけではなくて、今我々が予算に計上しているものの中で、国からの負担という言葉が本当にいいかどうかは別として、例えば法令の定めで金額に若干の裁量の余地があるにしても、ある程度は支払いをせざるを得ないものは多くあります。さらに、法令に明示的に書かれていなくても、事実上行わないといけないものまで含めると、地方の予算の大半がそういうものになってきます。完全に自由に、国の関与を何も受けずに行っている事業は実は非常に少なくなっています。ここら辺も整理をしないと非常に難しいものがありますので、財務部門から、まずは国直轄事業負担金と申し上げましたが、我々にはなかなか動かせないものも多くありますが、整理していく時間をいただきたいと思っていますし、これからの委員会審議でつまびらかにしながら進めるということであれば、できる限りの対応をしていきたいと思っています。

○（委員長） それでは、たちまちできる資料が整いましたら出していただいて、ずっと掘り下げていく必要があれば、来月の委員会等でも結構ですので、出していただきたいと思います。

○意見（渡壁委員） この間私は、世羅の中部台地開発を見に行きました。これは国の開発事業であり、数年前はまだ使用されていない土地が多くありましたが、現在はほとんど使用されている状況にあります。そして、蒲原議員に千代田町、現在の北広島町の開発を見に行っていた。蒲原議員は元県職員である町長ともいろいろな話をしたそうですが、この開発については随分困ったということです。事業を採択するには畑も入れないといけないと国が言うから、田んぼだけではなくて畑を入れて事業採択を受けたら、今度は土地が処分できない事態になったので、町でその土地を抱えざるを得なくなり抱えていたという話を聞いたそうです。国の規格から少しでも外れると事業採択されないし、困って往生したと言っていたそうです。よく笑い話であるのですが、豚小屋や牛小屋を建てるのに、建築基準法などの国の基準に基づいて消防やその他の要件を全部満たしていくと、人間が住むよりも立派なとても高い小屋を建てないといけなくなったということもあるわけです。国の補助率は75%ですが、本当は地元負担の25%のお金があればできるのではないかという議論さえあるのです。

国は地方議員の声を聞かないだけではなく、そういった地域の声を酌み取らない政策をどんどん行い、地域住民の声が届かないところで行政が行われ、それに唯々諾々と県がのるということが、やはり問題であるということを感じています。

備北丘陵公園は、資料によると年間51万人の入場者があるが、去年県は約6億5,000万円の予算を計上しており、今回の補正でも約1億5,000万円出ており、8億円弱の予算を突っ込むということになっています。来年度はまた補正があるかもし

れないが、4億円の予算が計上されています。利用状況がどうなのかという話や、これからまだ3分の1を整備する費用も来るわけで、気が遠くなるような話です。50万人で5億円だと1人当たり1,000円になりますが、このように膨大な費用をかけてもいいのかということも議会で議論ができないことは問題です。だからこの議会で議論できるようなシステムに最低限しないといけないと思います。

○質疑（城戸委員） わからない言葉があるので教えてほしいのですが、自治振興費の中に市町村振興宝くじ交付金があり、15億円計上されていますが、この交付金はどのようなところに使われているのですか。

○答弁（市町行財政課長） 宝くじについては、都道府県と政令市が独自に宝くじを発行できますが、市町村はできないということで、都道府県等がかわりに発行することになっています。具体的に言いますと、サマージャンボとオータムジャンボは収益金について国で一括管理し、広島県の場合であれば財団法人広島県市町村振興協会を通じて市町に交付するための予算です。

県が交付をした後に市町村振興協会が、当然構成員は県内各市町ですので、いろいろな貸し付けの財源にするなり、交付金として調整をしていくという仕組みで動いているものです。

○質疑（城戸委員） 市町は、特定の目的に使うのですか、一般財源の財政の中に入れてしまうのですか。

○答弁（市町行財政課長） 基本的には市町が起債を発行するときの資金として、例えば銀行から借入れたりというケースがあるのですが、その資金として県市町村振興協会が市町村に貸し付けるということです。主には貸付金、起債の原資として使っているものが対象です。

○質疑（城戸委員） どうしてその市町村の団体を通す必要があるのですか。

○答弁（市町行財政課長） 宝くじを発行したときの収益金を国全体として地方へどう還元させていくかということで、基本的な方針として、各県に市町村振興協会ができており、そちらが宝くじの収益金について関与し、県内の市町へ交付していくことになっています。

○質疑（城戸委員） 今までの仕組みがそうであるのはわかるのですが、私はどうも理解できないのだけれども、宝くじを発行し、一たんその収益を国が全部取って交付金で出すというのならわかるのだが、そういう団体に出させるというのがわからない。

○答弁（地域振興部長） もともと宝くじは戦災復興のために発行されたもので、現在発行できるのは都道府県と政令市になっています。その中で、発行額が年々ふえてきて、その使い道を都道府県と政令市だけにとどめるのではなく、市町にも還元できないかという議論が出始め、その話し合いの中で、サマージャンボとオータムジャンボの収益金を市町に還元する方向性が出され、今の形になっており、国だけで決めたというわけではございません。

(5) 表決

県第1号議案外4件（一括採決） … 原案賛成 … 全会一致

(6) 閉会 午前11時4分